

## 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」の作成について

- 1 第1回牛豚等疾病小委員会（平成15年12月16日）においては、基本方針・推進の方向性を示すものとして「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「口蹄疫防疫指針」という。）、その具体的・技術的運用を示すものとして「口蹄疫防疫要領」（平成14年6月24日付け14生畜第1816号生産局畜産部長通知）を位置づけることとしたところである。
- 2 一方、本年1月～3月の高病原性鳥インフルエンザの発生に際しての防疫対応については、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」（平成15年9月17日付け15消安第1736号消費・安全局衛生管理課長通知）に基づき、発生予防及びまん延防止措置を講じてきたところである。
- 3 実際の発生時においては、具体的・技術的運用を示す要領やマニュアルに則って対応することが現実的であり、防疫対応に関する通知に階層性を設けることは、都道府県等の現場においてかえって混乱を来す可能性がある。
- 4 このため、第1回牛豚等疾病小委員会で検討された口蹄疫防疫指針（案）と口蹄疫防疫要領を一本化し、より具体的・技術的な内容を盛り込んだ「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」を作成するものとする。
- 5 ただし、口蹄疫防疫要領においては、非常に具体的・技術的な事項（例えば、家畜保健衛生所の報告様式、プリスリリースの様式、家畜防疫員が現地に携行する用具等）が掲げられていることから、これらは補足的に衛生管理課長通知として、別途通知することとする。